

保健所及び保健所長の医師資格要件等の歴史的変遷について

旧保健所法時代

1. 昭和10年には、アメリカのロックフェラー財団により、公衆衛生院が日本政府に、また、都市保健館が東京市に、農村保健館が埼玉県に寄付された。これらの保健館は、医師・保健婦等のスタッフを備え、我が国最初の保健所とも言うべきものであった。

簡易保険健康相談所等の各種施設、事業の進展を背景として、昭和12年に「保健所法」が制定され、保健所が法制化されることとなった。

保健所は、管轄区域内における住民の健康相談事業を中心とした保健指導の第一線機関であった。

保健所は、内務省時代に法律・制度が作られたが、実際に開設され業務を始めたのは、厚生省が設置された年の昭和13年4月1日からであった。

○保健所の業務の内容

- ①衛生思想の普及
- ②栄養改善及食品衛生に関する指導
- ③衣服、住宅その他の環境衛生の改善に関する指導
- ④妊産婦乳幼児の衛生に関する指導
- ⑤結核予防の為にする健康相談
- ⑥トラホーム、寄生虫病、花柳病の予防に関する指導
- ⑦伝染病予防に関する相談
- ⑧理化学的、細菌学的検査に関する相談及指導
- ⑨その他健康増進に関する指導

○保健所長の資格要件について

保健所法施行規則（昭和12年7月14日内務省令第29号）

第3条 保健所ニハ左ノ職員ヲ置クベシ

所長
技師
技手
書記
指導員
保健婦

所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツルベシ

第1項ノ技師及技手中2名ハ医師、1名ハ薬剤師タルコトヲ要ス

2. 昭和16年11月には、国の基本的方策として決定をみた人口増加方策の線に沿って、厚生事務次官から「保健所ヲ中心トスル保健指導網ノ確立ニ関スル件」が、人口局長・予防局長からは「保健所ノ設置並ニ運営ニ関スル件」が通達された。その内容は、保健所網の整備拡充と保健婦の普及を中心とするものであった。

3. 昭和17年の「国民体力法」の改正により、同法の施行に関する地方長官の権限の

一部が保健所長に委譲され、体力検査の指揮監督の権限を保健所長が有することとなった。この結果、保健所は単なる指導機関ではなく行政機関としての性格をも併せ持つこととなった。

また、昭和17年6月には、厚生省の基本政策として「国民保健指導方策要綱」が定められ、保健所の役割はますます重要となった。

4. 昭和17年11月の第一次の行政簡素化に際して、衛生行政が各都道府県の警察部から内政部に移管され、指導行政として再出発した。

時局の進展に伴い人員資材の獲得が困難となっていたため、保健所の設置は、必ずしも当初計画どおりに進行しなかった。昭和19年5月、厚生省は、「各種保健施設ノ統合設備ニ関スル件」を発し、公立健康相談所、簡易保険健康相談所、健康保険健康相談所、小児結核予防所、計595か所を保健所に統合することとした。

昭和19年10月から770か所の保健所で業務を開始したことにより、全国の保健所網が完成された。

このように保健所網の整備が進み、昭和19年10月に「保健所運営ノ刷新ニ関スル件」が発せられ、保健所運営の刷新が図られることとなったが、戦争の進行につれ、人員資材が不足し、戦災を被るものが続出したため、保健所の機能はほとんど壊滅に瀕し、終戦を迎えることとなった。

5. 終戦に伴う多数の国民の疎開先からの帰郷、海外からの復員等による混乱に加え、発疹チフス、痘瘡等の伝染病の蔓延、食糧の不足等により終戦直後の我が国の公衆衛生水準は、極めて低い状態にあった。

こうした状況下において、昭和20年9月にGHQより覚書「公衆衛生対策ニ関スル件」が発せられた。これは、終戦後の公衆衛生活動の最初の規範となったものであり、それに示された各種の対策の多くは、保健所が担うものであった。保健所は、空襲等で壊滅状態であったが、770か所の保健所を675か所に整理し、これを基礎としてその再出発を図ることとした。

この時期、保健所は、蔓延する伝染病防疫活動の第一線機関として、各種の業務を担うこととなった。

6. 昭和21年5月のGHQ覚書「保健及ヒ厚生行政機構ノ改正ニ関する件」に基づき、昭和21年11月から厚生省に公衆保健、医務、予防の3局が、同年12月から地方庁に衛生部の行政機構が設けられた。
7. 昭和22年2月に、GHQから性病の届出がかなりの数に上っており、全国の保健所で性病の治療を行うことにしたいと申し入れがあった。それに対し、厚生省は、当時の保健所の設備、人員で性病届出患者の治療を行わせれば診療所化してしまうとして、そのようにならないだけの施設、人員を確保させなければ性病の治療を引き受けることはできないと主張した。

新保健所法時代

8. このような経緯を経て、昭和22年4月には、GHQから「保健所機構の拡充強化に関する件」が発せられた。

これを受けて、保健所法の改正が企図され、昭和22年9月5日法律第101号により「保健所法」の全面改正が行われ、昭和23年1月から施行された。

なお、「保健所法」の全面改正に先立ち、昭和22年4月からは、従来警察署において取り扱われてきた食品衛生、急性伝染病予防等の衛生警察業務が地方庁の警察部から衛生部に移管されていたが、「保健所法」の改正に伴って、食品衛生監視員の配置、性病予防に従事する保健婦の増員等職員の拡充も行われ、保健所は名実ともに地方における公衆衛生上の指導業務と行政事務とを一体的に実施する機関となった。

9. 昭和23年1月に、GHQからの東京都内にモデル保健所設置の指示を受け、厚生省は保健所の職員配置等の方針を地方庁に示すこととし、昭和23年5月「模範保健所設置の件」を公衆保健局長より通達した。

そこに示された規格は、職員61名、4課17係、建物300坪というものであり、この規格に適合するものを「モデル保健所」と呼び、各都道府県に1か所ずつ整備された。

10. 昭和23年になって、当時地方自治を尊重するというGHQの指導方針に基づいて、既に教育行政等が市の事務として行われていたが、GHQから市に所在する保健所は、市が設置するように改めるべきであるとの意向が示された。昭和23年4月2日政令第77号をもって「保健所法施行令」が公布され、これにより人口15万人以上の市が保健所を設置することができると定められ、同日施行された。この改正により保健所を設置した市の数は、30市であった。

11. 「保健所法」の全面改正を受け、昭和23年4月8日厚生省令第14号により「保健所法施行規則」の全面改正を行った。

保健所の運営に当たっては、地区住民の意志を尊重し、これを反映することが適当であるとの考えから、全保健所に公益を代表する者又は学識経験者10名以内組織する運営委員会を置き、保健所長の諮問に応じて審議するほか、必要があるときは保健所長に意見を具申することとした。

○保健所の業務の内容

①保健所は、次のような公衆衛生のほとんどの全分野にわたる指導を行うこと。

- (ア) 衛生思想の普及・向上
- (イ) 人口動態統計
- (ウ) 栄養改善・食品衛生
- (エ) 水道・清掃等の環境衛生
- (オ) 保健婦に関すること
- (カ) 公共医療事業の向上・増進
- (キ) 母性・乳幼児の衛生
- (ク) 歯科衛生
- (ケ) 衛生上の試験、検査
- (コ) 結核・性病等の疾病予防
- (サ) その他、地方における公衆衛生の向上・増進に関すること

②保健所は、設置主体の長の職権に属する事務の委任を受けることができること。

③保健所は、結核、性病、歯科疾患その他厚生大臣指定の疾患の治療を行うことが

できること。

④保健所は、必要な試験、検査を行うことができること。

○保健所長の資格要件について

保健所法施行規則（昭和23年4月8日厚生省令第14号）

第7条 保健所には、左の職員を置くものとする。

所長

事務吏員

技術吏員

所長は、医師であつて、左の各号の1に該当する者を以てこれに充てるものとする。

- 1 3年以上公衆衛生の実務に経験のある者
- 2 公衆衛生院の行う養成訓練の課程を経た者
- 3 その他厚生大臣が前2号と同等以上の経験を有すると認められた者

12. 昭和23年6月には、厚生事務次官より都道府県知事あてに「衛生事務に関する権限委譲に関する件」が通達され、保健所長へ委任することが適当と認められる権限事項が、具体的に示された。

こうして、多数の法令に基づく都道府県知事又は政令市長の権限が、保健所長に委任されるに至った。

13. 昭和25年3月には、性病予防法等15の法律について、その一部が改正され、都道府県知事の権限となっているもののうち適当と認められるものを保健所設置市の市長に委譲し、保健所設置市にも食品衛生監視員、と畜検査員を置くとともに、これらの経費は国が直接市に対して負担することとされた。

同年5月には、「教育委員会法」の改正により学校保健に対する保健所の協力等に関する事項が具体的に規定され、学校保健における保健所の立場が明確化された。

また、昭和25年には、「精神衛生法」、「狂犬病予防法」、「クリーニング法」の制定、「伝染病予防法」等の改正が行われ、保健所の業務は拡大した。

14. 昭和26年6月には「児童福祉法」の一部が改正され、保健所の母子保健に果たす役割が定められ、とりあえず各都道府県1か所の療育指導保健所が設けられた。

さらに、同年6月「覚せい剤取締法」及び「検疫法」が、昭和27年7月「栄養改善法」が制定され、また、昭和27年度には受胎調節指導及び母子歯科衛生事業が開始されたことにより保健所の業務は更に拡大した。

15. このような保健所業務の著しい拡大の一方で地方財政の悪化とも関連して、保健所職員の充足の困難、特に医師の不足が問題化した。そこで保健所医師の確保を図るため、昭和26年度からこれらの者対し、研究費を支給する制度が設けられたが、著しい改善はみられなかった。

16. 昭和28年9月8日政令第273号により保健所長の医師資格要件については、保健所法施行規則から保健所法施行令改正に格上げした。

○保健所長の資格要件について

保健所法施行令の一部を改正する政令（昭和28年9月8日政令第273号）に

よる改正

保健所法施行令（昭和23年4月2日政令第77号）

第4条 保健所の所長は、医師であつて、左の各号の1に該当する技術吏員でなければならない。

- 1 3年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者
- 2 厚生省設置法（昭和24年法律第151号）第15条に規定する国立公衆衛生院の行う養成訓練の課程を経た者
- 3 厚生大臣が前2号に掲げる者と同等以上の技術又は経験を有すると認められた者

17. 昭和28年から昭和32年にかけて、昭和28年の「と畜場法」、昭和29年の「清掃法」、昭和32年の「水道法」等の制定、簡易水道事業の助成、「課と蠅のいない生活運動」の展開等により保健所の業務はますます拡大した。このような業務の拡大に対応して、保健所は逐年整備充実が図られた。

18. 昭和30年の「結核予防法」の改正により、その業務は更に拡大した。すなわち、同年から結核予防法に基づく健康診断の対象が未就学児童を除く全国民に拡大され、また、発病のおそれがあると診断された者はおおむね6か月後に更に1回診断を行うこととされた。

19. 昭和31年6月の「地方自治法」の改正に伴う都道府県事務の政令指定都市への権限委譲に際し、公衆衛生関係業務も都道府県から指定都市へ大幅に委譲された。

20. 昭和31年11月、社会保障制度審議会は、「医療制度に関する勧告」を提出し、公衆衛生と医療と結びつきの必要を指摘した。更に、翌昭和32年4月には行政管理庁から「保健所に関連する公衆衛生行政監察結果」に基づく勧告が行われた。

これを受けて厚生省は、保健所の再編成に着手し、従来全国画一的に行われてきた保健所運営を改めて、地域の実情に即した保健所運営を推進することとした。このため、昭和35年8月16日「保健所の運営の改善について」（事務次官通知）を、また、同年9月2日には、「保健所の運営について」（公衆衛生局長通知）を発し、保健所の型別再編成を行うなどその刷新を図ることとなった。

21. 昭和32年4月において、保健所医師の充足率は、職員定数の59.8%という状況にあり、更に減少するおそれがあった。このため、防衛庁の貸費学生制度に倣い、国が医学生に修学資金を貸与することにより将来保健所に勤務する者を確保することとし、昭和32年の第28回国会に「公衆衛生修学資金貸与法案」が提出された。同法は、昭和32年4月15日法律第65号として公布され、即日施行された。昭和30年代終わりごろから応募者の減少が目立つなどして所期の目的の達成には及ばなかった。

22. 昭和38年12月、補助金等合理化審議会から「補助金制度に関し改善合理化をはかるための方策について」の答申があり、その中で保健所に対する各種の国庫補助金については、その合理化及び整理統合を進めるべきだと指摘された。

これを受けて昭和39年7月「保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法」が第46回国会で成立し、公布と同時に施行された。

23. 昭和38年1月、保健所としても積極的に社会福祉施設に対し保健衛生面の指導を

行うこととして、公衆衛生局、環境衛生局、社会局、児童局の4局連名により、「社会福祉施設と保健所との連携について」が通知された。

24. 昭和38年7月には、「老人福祉法」が改正され、昭和40年6月には、「精神衛生法」が改正されたのに伴い、保健所業務に老人の衛生及び精神衛生に関する事項が追加された。さらに、昭和40年8月の「母子保健法」の制定に象徴される母子保健対策の充実の際しても、保健所の役割は大きかった。
25. 昭和41年11月に、衛生教育の意義、実施主体、方法、媒体業務内容等を明らかにし、保健所を地域の衛生教育を行う中核施設として位置づけた「衛生教育業務指針」通知された。
26. 昭和44年7月に成立した「同和対策事業特別措置法」に基づき、対象地域を所管する保健所が実施主体となって保健相談、衛生教育、栄養改善等を行う同和対策巡回保健相談指導事業が実施されることとなった。

この事業は昭和57年3月「地域改善対策特別措置法」が新たに定められたことに伴い、昭和57年4月から地域改善対策巡回保健相談事業に引き継がれた。
27. 昭和45年12月には、「清掃法」に代わって新しく「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が制定されたのに伴い、保健所の所管業務に廃棄物の処理に関する事項が追加された。また、昭和40年代前半にかけて次々に制定された公害対策関係法律の実施にも保健所が種々の面で関与することとなった。
28. 昭和45年11月保健所が実施している保健衛生業務及び保健所の在り方を全面的に再検討するため、厚生省は学識経験者からなる保健所問題懇談会を発足させた。同懇談会は、2年近くの間20数回にわたる審議を行った末、昭和47年7月厚生大臣に「保健所問題懇談会基調報告書」を提出した。

しかし、翌昭和48年秋の石油ショックによる経済社会の混乱、それに続く国家・地方の財政事情の急激な悪化のため、実現を見るに至らなかった。
29. 昭和46年9月からは、昭和45年に成立した「過疎地域対策緊急措置法」により、過疎地域の無医地区に保健所の保健婦を配置する事業に国庫補助が行われることとなり、保健医療の機会に恵まれない住民に対する保健指導の強化が図られた。

次いで、昭和47年10月からは昭和46年に成立した「沖縄振興開発特別措置法」に基づき、沖縄県の無医地区に保健所保健婦が配置され、昭和48年4月からは、「離島振興法」の改正に基づき、離島の無医地区にも同様な事業が開始されることとなった。昭和50年4月には、「山村振興法」の改正に基づき、山村の無医地区が対象に加えられた。これを機会に関係通知を一本化し、「へき地医療対策に係る保健指導事業の実施について」として公衆衛生局長より各都道府県に通知した。

昭和57年9月には、保健婦配置の対象地区を無医地区周辺地域にも拡大することとし、「過疎地域など保健指導事業の実施について」として公衆衛生局長より各都道府県に通知した。
30. 昭和49年6月には、「地方自治法」が改正されて、同法附則に東京都の特別区は保健所設置市の市長の権限に属する事務を処理、管理、執行する旨の規定が設けられ、翌50年4月から特別区は保健所の設置主体となった。
31. 昭和53年から実施された国民の総合的な健康づくり対策は、市町村が中心となっ

て実施することとされたが、保健所もその専門的機能を生かし、管内市町村の行う健康づくり施策が健全に運営されるよう指導・協力・援助を行うこととされた。

32. 昭和57年8月に制定された老人保健法においても、保健所は市町村に対して技術的協力その他の援助を行うこととされた。また、市町村が実施できない場合は、市町村に代わって、健康診断、機能訓練、訪問指導を実施できるとされた。

昭和58年2月の老人保健法の施行に先立ち、同年1月には、「老人保健法の施行に伴う保健所の機能の強化について」が通知された。

老人保健事業実施のための基盤整備として、保健婦等の保健所における要員の確保等が年次計画に基づき行われることとなった。

その結果、保健所保健婦は、昭和57年に7,870名であったものが昭和59年には、8,150名へ増加し、市町村保健センターは、昭和57年度の467か所が昭和61年度末には、861か所へと大幅に増加した。

33. 昭和57年7月に提出された第二次臨時行政調査会の第三次答申において、地方公務員に対する人件費補助の見直しが指摘された。これらを背景として、厚生省は第二次臨調答申の趣旨に沿い、併せて本格的高齢化社会の到来による地域ごとの多様な保健需要に対応していくため、保健所に対する国の財政援助方式を、従来の定率補助方式から人口、面積等を基礎とした定額交付金方式に改めることとした。

これを受けて、昭和59年の第101回特別国会に「保健所法の一部を改正する法律案」が提出された。同改正案は昭和59年8月8日に成立し、同年9月6日法律第78号として公布・施行された。

昭和59年6月21日政令第206号厚生省組織令等の一部を改正する政令第17条の改正により保健所長の医師資格要件の一部を改正した。

○保健所長の資格要件について

厚生省組織令等の一部を改正する政令（昭和59年6月21日政令第206号）
第17条による改正

保健所法施行令（昭和23年4月2日政令第77号）

第4条 保健所の所長は、医師であつて、左の各号の1に該当する技術吏員でなければならない。

- 1 3年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者
- 2 厚生省組織令（昭和27年政令第388号）第95条に規定する国立公衆衛生院の行う養成訓練の課程を経た者
- 3 厚生大臣が前2号に掲げる者と同等以上の技術又は経験を有すると認められた者

34. 昭和58年からの「老人保健法」の施行、昭和61年8月に施行された「医療法」改正による医療計画の作成等の状況を踏まえ、昭和62年9月学識経験者等により構成する地域保健将来構想検討会を設置し、保健所について長期的な視点から幅広い検討を行い、平成元年6月に報告書が取りまとめられた。

35. 「精神衛生法」を全面改正した「精神保健法」が昭和63年7月に施行された。法定化された精神障害者の社会復帰施設の整備をはじめとして保健所における社会復帰相談事業等各種施策の充実により精神障害者の人権擁護と社会復帰の促進が図られてき

た。平成5年6月には、精神障害者等の社会復帰のより一層の促進を図るとともに、精神障害者等の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を実施するため、「精神保健法」の改正が行われた。保健所の精神保健関係の業務が益々増大した。

36. 平成3年10月に、廃棄物の減量化、リサイクルの促進、適正処理の確保等を内容とする「廃棄物処理法」の改正が行われた。
37. 平成5年1月に地域保健の総合的な見直しの検討項目について具体的な検討を行うために公衆衛生審議会総務部会に地域保健基本問題研究会が設置され、12回の審議の末、同年7月5日に「地域保健対策の基本的な在り方について」の検討結果が取りまとめられた。この報告を受けて公衆衛生審議会総務部会から「地域保健対策の基本的な在り方について」と題する意見具申が行われた。
38. 厚生省では公衆衛生審議会総務部会の意見具申等を受けて、法律の改正作業を進め、平成6年に2月に、公衆衛生審議会総務部会に法案の諮問を行い了承を得たことから同年3月第129回国会に、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案」を提出した。

地域保健法時代

39. 「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案」は、平成6年6月に可決成立し、「保健所法」から「地域保健法」に改正された。

平成6年7月1日付けをもって公布された「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」（平成6年法律第84号）については、同日に施行され、同日付けで、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令」（平成6年政令第222号）、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成6年政令第223号）及び「保健所法施行規則等の一部を改正する省令」（平成6年厚生省令第47号）等が公布された。

なお、改正の主なポイントは、①保健サービスの市町村への権限委譲、②市町村による保健と福祉の一体的なサービス提供体制の構築、③保健所運営に関する全額一般財源化、④保健医療に関連する事業の届出の受理や許可の権限を保健所設置市に委譲、⑤保健所設置市の指定基準を人口35万人以上から人口30万人以上へ緩和することであった。

平成9年4月の全面施行により、母子保健に関する事務等の市町村への委譲、診療所の開設届出の受理等の事務が保健所政令市へ権限委譲されるとともに、保健所の機能強化及び所管区域の見直しが実施された。

○保健所の業務の内容

保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

- (ア) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- (イ) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- (ウ) 栄養の改善及び食品衛生に関する事項

- (エ) 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- (オ) 医事及び薬事に関する事項
- (カ) 保健婦及び保健士（※平成14年3月保健師に改正）に関する事項
- (キ) 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- (ク) 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- (ケ) 歯科保健に関する事項
- (コ) 精神保健に関する事項
- (サ) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- (シ) エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項
- (ス) 衛生上の試験及び検査に関する事項
- (シ) その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

○保健所長の資格要件について

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成6年7月1日政令第223号）による改正

地域保健法施行令（昭和23年4月2日政令第77号）

第4条 保健所の所長は、医師であつて、左の各号の一に該当する技術吏員でなければならない。

- 1 3年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者
- 2 厚生省組織令（昭和27年政令第388号）第95条に規定する国立公衆衛生院の行う養成訓練の課程を経た者
- 3 厚生大臣が、前2号に掲げる者と同等以上の技術又は経験を有すると認めたる者

40. 平成6年12月1日には、地域保健法第4条を受け、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が告示された。
41. 平成6年12月「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（いわゆる「ゴールドプラン」平成元年策定）の全面見直しを行い、「新・高齢者保健福祉推進十か年戦略」（「新ゴールドプラン」）を策定した。
42. 平成6年12月文部、厚生、労働、建設の4大臣により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）が合意された。エンゼルプランの重点施策の一つとして安心して子供を産み育てることができる母子保健医療体制の充実が掲げられている。
平成11年12月、大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣により「少子化対策推進基本方針」が打ち出され、これまでの施策を見直した「重点的」に推進すべき少子化対策に具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が合意され、平成12年度から実施されることとなった。
43. 平成7年1月の阪神・淡路大震災、同年3月の地下鉄サリン事件、平成8年7月の堺市O157食中毒事件、平成10年7月和歌山市毒物混入カレー事件、平成11年

JCOによる東海村臨界事故等健康危機事例が頻発した。

44. 平成7年5月には、精神障害者の福祉を法体系上位置付け、法律の題名を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改めるとともに、精神障害者保健福祉手帳の交付、正しい知識の普及や相談指導等の地域保健福祉施策の充実、精神医療に係る公費負担医療の公費優先から保健優先への移行等を内容とする改正が行われた。平成11年には、平成5年改正時の「5年後に見直す」規定を踏まえ、精神障害者の人権に配慮した医療を確保するため、精神医療審査会の機能強化等の所要の改正が行われた。

平成9年秋の第141回臨時国会では、精神障害者の社会復帰を支援する精神科ソーシャルワーカーの国家資格化を図るため、「精神保健福祉士法」が成立した。

45. 平成7年6月には、容器包装廃棄物の減量化と再資源化の推進を目的とした「容器包装リサイクル法」が成立し、平成9年4月より施行されている。平成9年6月には、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、廃棄物処理に関する信頼性と安全性の向上、不法投棄対策強化などの総合対策の実施を内容とする「廃棄物処理法」の改正が行われた。さらに、平成10年6月には、廃家電品のリサイクルを目的とした「家電リサイクル法」が成立した。

46. 平成7年11月第135回臨時国会において参議院国民生活に関する調査会による「高齢者社会対策基本法」が成立した。これに基づき、平成8年7月に「高齢社会対策大綱」が閣議決定された。

また、「介護保険法」は、平成8年11月に国会に提出され、以来1年間にわたる国会審議を経て成立し、平成9年12月に公布された。

47. 平成9年地方分権推進委員会第2次勧告が出され、保健所と他の行政機関との統合を進めていく旨を、平成10年7月「地方分権推進計画における保健所に関する事項について（通知）」で通知した。

さらに、平成14年10月地方分権改革推進会議において「事務・事業の在り方に関する意見」が出されたことから、平成15年3月28日「保健所等の行政機関の総合化等が可能な範囲について」都道府県等衛生主管部（局）長あてに通知した。

48. 平成9年12月公衆衛生審議会は、「新しい時代の感染症対策について」と題する意見書を厚生大臣に提出した。これを踏まえ、厚生省は、総合的な感染症予防対策を図るため、伝染病予防法等を廃止し、国及び地方公共団体の責務を明確化するとともに、法の対象とする感染症の類型の見直しと法に基づく入院についての医療体制等について定めることを内容とする「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律案」等を国会に提出した。平成10年10月第143回臨時国会において可決成立し、平成11年4月から施行された。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、効果的なエイズ対策を総合的に推進するため、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（エイズ予防指針）」を作成した。

49. 平成10年12月地域保健問題検討会を設置し、9回にわたって検討した結果、平成11年8月に報告書を公表した。地域における健康危機管理体制の強化、介護保険制度導入に伴う地域保健の役割の明確化、政令市・特別区の保健衛生部門の運営等について報告がなされた。

平成12年地域保健問題検討会の報告結果を受け、「地域保健対策の推進に関する基

本的な指針」を改正した。地域における健康危機管理体制の確保、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」の推進、介護保険制度の円滑な実施のための取組等を盛り込んだ。

50. 平成13年1月中央省庁等改革基本法により、厚生省と労働省が統合し厚生労働省が設置された。廃棄物の処理・清掃に関する事務は、環境省の所管となった。
51. 平成13年3月「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に盛り込まれた地域における健康危機管理体制確保を全国の自治体へ周知徹底するため、地域において健康危機管理の手引き書を作るにあたって参考にすべき「地域における健康危機管理について～地域保健危機管理ガイドライン～」を作成、公表した。
52. 平成14年4月国立公衆衛生院が国立保健医療科学院に改組された。
厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成14年4月1日政令第131号）による改正。
地域保健法施行令（昭和23年4月2日政令第77号）
第4条 保健所の所長は、医師であつて、次の各号のいずれかに該当する技術吏員でなければならない。
 - 1 3年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者
 - 2 厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第135条に規定する国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程を経た者
 - 3 厚生労働大臣が、前2号に掲げる者と同等以上の技術又は経験を有すると認めた者
53. 平成14年8月「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を法的に裏付ける健康増進法が制定され、平成15年5月1日施行された。また、同日「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」を改正した。
54. 平成15年5月「食品衛生法等及び健康増進法の一部改正」が行われ公布された。また、同年10月に第157回国会において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」が成立した。